

低入札価格調査制度対象案件用

次のとおり一般競争入札に付する。

〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 〇〇〇〇〇〇〇

*購入等件名及び数量＝調達内容が購入、借入、委託でも統一して使用

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期限 (〇〇年〇月〇日から) 〇〇年〇月〇日まで

(4) 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用

この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加届出書を提出するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者で、〇〇において〇〇〇の等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(6) ～（その他必要と認める事項。）

*（6）以下は、調達案件ごとの資格（条件）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒（郵便番号） 住所 所属 電話番号

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期限

〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時から 〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時

(5) 開札の日時及び場所 〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時 場所

4 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) 本入札は別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及び「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

※特定委託業務以外の業務の場合は、「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及びを削除する。

(2) 調査基準価格は予定価格に100分の70を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする。

※特定委託業務の場合は、調査基準価格を「100分の80」とする。

5 低入札価格調査

(1) 最低価格入札者（以下、「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を実施する。

(2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下、「低価格入札者」という。）（第1順位者でない者も含む。）は、事後の事情聴取等の調査に協力すること。事情聴取に協力しない者は、入札を無効とする。

(3) 低価格入札者（第1順位者でない者も含む。）は、開札をした日の翌日から起算して4日以内（この期間に千葉県の子休に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。期限までに提出しない者は入札を無効とする。

(4) 低入札価格調査の結果、第1順位者が入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者を落札者とする。

(5) 第1順位者が低入札価格調査に協力しない場合又は調査の結果、落札者となるべき者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるものであった場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下、「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が低価格入札者であった場合には、同様に調査を行い(4)、(5)により落札者を決定する。

(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。

(7) 本入札は、価格失格判定基準を設定する。価格失格判定基準に該当する場合（予定価格に100分の70を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を下回った場合）は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。

※特定委託業務以外の業務及びWTO政府調達協定に該当する案件については、本項目は削除する。

(8) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 〇〇

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、〇〇〇〇〇から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、別に指定する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認申請書等」という。)を電子入札システム(又は紙入札方式)により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

イ 資格確認申請書等の提出期限等

(ア) 電子入札システムによる場合

a 提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時まで

b 提出先 3の(2)電子入札システムのURLに同じ

(イ) 紙入札方式による場合

a 提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇時まで

b 提出場所 3の(1)に同じ

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した〇〇〇〇を履行できると〇〇〇〇〇〇が判断した入札者であって、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し

落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

*翌年度の契約を年度内に入札をする場合[(10)「その他」の前に]。

(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、〇〇年度歳入歳出予算が 〇〇年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、 〇〇年4月1日に確定させる。